

第9期甲賀市介護保険料について

所得段階		国標準 乗率	第8期 乗率	第8期 月額保険料	第9期 乗率	第9期 月額保険料	第9期 年額保険料
第1段階	・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.285 (0.455)	0.28 (0.48)	1,663 (2,851)	0.28 (0.45)	1,663 (2,673)	19,956 (32,076)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.485 (0.685)	0.38 (0.63)	2,257 (3,742)	0.38 (0.58)	2,257 (3,445)	27,084 (41,340)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.685 (0.69)	0.7 (0.75)	4,158 (4,455)	0.685 (0.69)	4,068 (4,098)	48,816 (49,176)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	0.87	5,167	0.87	5,167	62,004
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	1.00	1.00	基準額 5,940	1.00	基準額 5,940	基準額 71,280
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (国) 120万円未満 (市) 125万円未満	1.20	1.13	6,712	1.13	6,712	80,544
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (国) 120万円以上210万円未満 (市) 125万円以上210万円未満	1.30	1.25	7,425	1.25	7,425	89,100
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (国・市) 210万円以上320万円未満	1.50	1.50	8,910	1.50	8,910	106,920
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (国) 320万円以上420万円未満 (市) 320万円以上400万円未満	1.70	1.75	10,395	1.75	10,395	124,740
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (国) 420万円以上520万円未満 (市) 400万円以上500万円未満	1.90	2.00	11,880	2.00	11,880	142,560
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (国) 520万円以上620万円未満 (市) 500万円以上620万円未満	2.10			2.25	13,365	160,380
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (国・市) 620万円以上720万円未満	2.30	2.25	13,365	2.30	13,662	163,944
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (国) 720万円以上 (市) 720万円以上1000万円未満				2.40	14,256	171,072
第14段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が (市) 1,000万円以上		2.50	14,850	2.60	15,444	185,328

※第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。  
 なお( )内は保険料軽減措置適用前の率及び金額です。